

元和八年、由利領北端百三段地域の秋田領編入について

渡 辺 英 夫

はじめに

本研究の当面の課題は、秋田藩佐竹氏の大名領知高が確定する過程を解明する点にある。慶長七年（一六〇二）、秋田藩初代藩主佐竹義宣は関ヶ原の戦いを制した徳川家康より「出羽国之内秋田・仙北両所進置候。全可有御知行候也」とする領知判物を与えられ、常陸の旧領五万石余を没収され、新領地秋田に移った。佐竹氏が領知高明記の領知安堵状を与えられたのは、それから六二年後の寛文四年（一六六四）、四代將軍徳川家綱の領知判物が初めてだった。

本稿は、秋田藩佐竹氏の大名領知高が出羽六郡に二〇万石と確定するその初発の問題点について検討するものである。幕府が大名領知高を確認する手立てには、判物改の際に領知

安堵状および領知目録を作成するため各藩より提出させた郷村高辻帳と、国絵図に記される村々の村高台帳ともいえる郷帳の二系統の史料が存在した。秋田藩には六代將軍徳川家宣の判物改で提出した宝永八年（一七一二）の郷村高辻帳写しが唯一残されている。そこには、本来由利郡に所在する百三段村六七〇石が河辺郡に組み込まれ、郷村高辻帳の上からは秋田藩は由利郡に一ヶ村も領地を持たないことになっている^①。これは、初代藩主佐竹義宣が徳川家康より与えられた唯一の領知判物に符合するよう、それに矛盾しないよう手を加えた創作だった。

ところが、正保国絵図に添えて幕府に提出した正保郷帳の写しとみられる千秋文庫蔵「出羽国知行高目録 中」は「油利領」の一番最後の村方として「佐竹修理大夫領分 一、

六百八拾八石九斗式升六合 百三段三ヶ村」を書き上げていた。⁴そしてこの写しもまた正保郷帳の単純な写しではなく、寛文印知に際し秋田藩が初めて郷村高辻帳を作成するためある加工を施した創作だったことは前稿に指摘したところである。正保国絵図は明暦の大火で焼失し、その控図とされる「出羽一國御絵図」が秋田県公文書館に現存する。それによれば、紛れもなく由利領を表す朱色の小判形の中に「百三段三ヶ村 高六百八拾八石 さ」と描かれている。南に隣接する桂根村や金山村は同じく朱色の小判形に亀田藩岩城氏領を示す「ち」と記されるのに対し、百三段三ヶ村は秋田藩佐竹修理大夫領分を表す「さ」と記されていた。すなわち、正保国絵図ならびに正保郷帳は秋田藩佐竹氏の所領に關して、明らかに家康判物に矛盾する内容をそこに記載していたのだった。

実は、この百三段三ヶ村は元和八年（一六二二）、山形藩最上氏が改易されたとき、秋田藩主佐竹義宣が幕府に村替を願ひ出て許され、正当な手続きを経て獲得した所領だった。だから、正保国絵図作成に当たって絵図元でもあった秋田藩にはばかれることなく、由利領に自藩領の存在を主張したのである。また、このときの將軍は三代徳川家光だが、秋田藩二代藩主佐竹義隆はこの家光からも、その父二代將軍徳川秀忠からも領知安堵状を与えられておらず、したがって領知目録

もなかったから、その前提となる郷村高辻帳を作り幕府に出すこともなかった。それゆえこの間、秋田藩はそこに矛盾を感じることはなかった。

ところが、次の四代將軍徳川家綱の判物改に当たり、秋田藩佐竹氏がそれまでに唯一徳川將軍より与えられた家康判物を幕府に提示し、それに添えてその写しと郷村高辻帳を作成・提出しなければならなくなったとき、この問題が表面化した。家康判物には「秋田・仙北両所」とあるだけで由利は含まれていなかったから、正保国絵図と正保郷帳に記される由利領の「百三段三ヶ村」をそのままの形で表に出すわけにはいかなかった。それゆえ秋田藩は、郷村高辻帳を作成するに当たって河辺郡の中に百三段村を紛れ込ませるしかなかった。その結果、幕府が初めて佐竹氏に与えた領知目録には出羽六郡の領知高合計が記載されず、記される各郡の高を足し算しても一九万九三二〇石にしかならないで、領知判物に記される「出羽之内六郡高合式拾万石」に矛盾するというちぐはぐな内容となった。⁵

問題の発端が、家康判物に記載のない由利領所在の村方を秋田藩が自藩領に組み入れた点にあることは明らかだろう。そこで本稿では、元和八年、秋田藩が百三段地域を自領に編入した経緯を詳細に跡づけてみたい。幸いなことにこの事態に應對した梅津政景が自らの日記にこの経緯を克明に書き残

していた。以下、政景日記を詳しく読み解くことにより、実は由利領内に佐竹氏の所領が存在した事実に変更して直面させられ、百三段地域の村替一件は、元和八年に佐竹領の一部を提供して単純に処理されるような問題ではなかったことが明らかになるだろう。なお、「百三段三ヶ村」は正保国絵図段階に登場する文言で、政景日記からは確認できない。ここでは、百三段地域と表記する。

一 最上領没収

元和八年（一六二二）八月二十七日の朝八時ころ、江戸からの飛脚が同月二十二日付、藩主義宣の書状を国許の家老梅津半右衛門憲忠に届けたところから、政景日記はほぼ連日、由利一件で占められる。憲忠は政景の兄で、このとき秋田藩にただ一人の家老だった。

一、去廿二日之御日付にて江戸より御飛脚辰刻ニ参着、半右衛門所へ之御状之趣致拜見候。様子ハ、もかミ源五郎殿御下衆公事之事、御前公事ニ罷成、公方様被仰出ノ分ハ（中略）、御直ニ御仕置可被仰付旨、公方様被仰出、本田上野殿、永井右近殿其外御使番之衆御檢使にて、山かた・庄内景勝様・政宗様・下野様御人数にて御請取候由、ゆりハ爰元御人数にて御うけ取候由、就之、佐藤源右衛

門・拙者明日爰元を罷立、山かたへ参候て上野殿・右近殿、御意を請、爰元へ御人数遣之儀可申遣由被仰下候。

書状を拜見すると、それは最上義俊の改易を知らせる内容だった。山形藩最上氏の内紛は將軍秀忠の直裁となり、最上氏は改易処分となった。最上領受け取りの上使は本多正純と永井直勝の両名で、その他に幕府使番衆が檢使として派遣され、最上領の内、山形と庄内は上杉景勝・伊達政宗・蒲生忠郷らが接収し、由利領の受け取りは佐竹勢が担当するよう命じられた。については、佐藤光信と梅津政景の両名は、この書状が着いた翌日には久保田を発つて山形に向かい、本多と永井両名の指示を仰ぎ、由利に派遣する秋田勢の概要を両名に報告せよ、とする藩主義宣の指令が記されていた。

佐竹義宣の書状は、微に入り細を穿った詳細な記述が特徴で、政景はこの日の条文には書き留めていないが、おそらく由利に派遣する秋田勢の陣容について憲忠には子細に指示していたものとみられる。対して、政景日記の特徴は、何よりも記述の正確性にある。文の掛かり受けにほとんど乱れがなく、私情も感慨も一切記していない。事実を誤りなく書き留めた職務日記そのものと言ってよい。とても下書きなしには書けないだろうと思える複雑な内容も、筆の勢いや墨消しの様子を見れば今に残されるこの直筆本は、浄書したものでないように見える。右に引用した条文も、憲忠に宛てた義宣

書状の書き順に従ってそのまま書き写したのではなく、自分に必要な情報のみを選別し、後日、他者の目に触れても誤解を生まないよう理路整然と綴られている。ただし、政景は公方様、御屋形様に殿を付けることはないが、概して様付と殿付の区別は大様で、大と太の書き分けなど、文字表記に関してはそれほど注意を払っていない。

このとき、本多と共に最上領受け取りに向かったもう一人の上使永井右近大夫直勝は、この年、常陸笠間藩五万二〇〇〇石から二万石加増されて下総古河に移封している。それはこの後、由利移封となる本多正純の旧領下野宇都宮に奥平忠昌が古河の旧領から一万石の加増を受けて移り、その跡に入る形で永井が笠間から移ったのだった。永井は単なる最上領受け取りの上使ではなかった。山形城を接收した後、江戸からの指令を受け現地で一切の指揮を執ったのが永井だった。おそらく永井は、秀忠側近の老中土井利勝より最上改易とその後の処理について相当踏み込んだ内意を申し含められて山形に乗り込んできたものと思われる。秀忠政権の周到な計画性がうかがえよう。なお、庄内領の受け取りは義宣の第一報には記されていなかった相馬中村藩主相馬利胤が務めている。

政景は義宣の指示通り、八月二十八日、久保田を発ち、佐藤と共に九月五日、山形に着いた。同日の政景日記によれば、

本多・永井両上使はまだ着いておらず、最上領受け取りの檢使として幕府使番の旗本石川八左衛門政次と水野河内守守信の兩名が先に着いていた。そこで早速、政景と佐藤は兩名に面会して次の通り報告している。

拙者共申上分ハ、油利へハ小場式部大輔・戸村拾大夫・小場小伝次・須田八兵へと申者を申付遣申、拙者共ハりんごくの儀ニ候間、上野様・右近様爰元ニ御座被成候内ハ罷有候て、御用も御座候者、御意を請、秋田へ申遣候へと申付候。

由利領受け取りに向かう秋田勢について、政景は小場義成以下四名の軍將を示し、その陣容を説明したものとみられる。秋田から派遣された軍勢を率いたのは、小場式部義成・戸村十大夫義国・小場小伝次宣忠・須田八兵衛盛久の四名だった。小場義成は藩主義宣のいとこで大館城代、戸村義国は佐竹の分流で文祿二年（一五九三）、三歳のとき父義和を朝鮮出兵で亡くして当主となり、慶長七年の秋田移封には一二歳にして義宣に扈從した忠臣である。そのあと、慶長十九年十一月の大坂冬の陣では高名をあげ將軍秀忠から感状を授けられている。小場宣忠は実は慶長十九年、藩領検地に取り掛かりながら冬の陣に戦死する家老洪江政光の実弟で、小場義成の父義宗に養われ、その隠居遺跡一〇〇〇石を継ぎ義成とは別に小場家を興している。そして、須田盛久は常陸時代に笠間の

城主だった玉生高宗の子八兵衛で、義宣に従って秋田に移り、元和二（一六一六）年、三一歳のとき横手城代須田盛秀の孫娘と結婚した。盛秀の嫡男盛方は慶長十四年、既に亡くなっていたので盛久は婿養子に入って須田氏の名跡を継ぐ。そして、寛永二（一六二五）年、盛秀が没すると盛久は第二代目の横手城代となった。

政景と佐藤は、山形・秋田は隣国なので、二人して本多・永井両人が山形に滞在する間は山形に詰め、ご用があれば兩人より指令を受け、その指示を国許へ申し遣わします、と義宣より指示された通り石川と水野に申し述べた。また統けて、由利に派遣する秋田勢についてもご用があればお気遣いなく申し付けてくださいとも述べている。そして、このあと九月六日の昼、政景と佐藤は、あとからやって来た本多と永井両上使を山形城の南方、釈迦堂まで迎えに出た。

しやかどうまで源右・我等罷出候得ハ、上野様・右近様 昼ほと御着被成候。上野様御通り二つくはい罷有候得共、御下衆申次事機遣之様子二見へ申候。御直二ハ慮外候間、不申上候。右近様二ハ下馬被成置、御念比二御尋候間、江戸より被仰遣候通具二申上候。

挨拶しようとした政景らに対し、二人の対応は対照的だった。本多の休息所前には水手鉢が置かれ、家臣たちが慌ただしくして、正純への挨拶を取り次いでもらうのも気遣い

させるようだし、ここで直接面会を申し入れるのも失礼かとも思い、挨拶は控えることにしている。一方、永井の対応は馬から下りて、心のこもった丁寧な接し方だった。今回の件で秋田藩ではどんな準備をしているのか尋ねられ、政景たちは藩主義宣から指示された通り、すでに由利への出動準備は完了していること、そして、政景と佐藤の両名が本多と永井のもとに控え、何なりと指示を受けるよう主君義宣より命じられていることなどを応えている。この後の経緯を知れば、永井は正純処分に当たり秋田藩の力が欠かせないことは最初から想定していたはずで、その秋田藩を代表して山形に来て政景と佐藤の両名には初めから親しみを込めた態度で接しているのうなずけよう。

このあと同日の内に本多・永井の両名は山形に到着した。すると、政景ら両名は石川と水野から山形城に来るよう求められ、そこで本多・永井兩人より最初の指示を受ける。それは、「油利御仕置之儀、町人・百姓二少も無慮外、作等竹木以下少も手を付不申様二念を入、拙者共、申付候へ」というもので、由利領の受け取りに当たり、町人や百姓に対して思いもよらぬ無礼を働いてはならない。田畑の作物はもちろん竹木以下に至るまで決して手を付けてはならず、細心の注意を払って行動するよう政景・佐藤より申し付けよ、との指示だった。

政景らは自ら召し抱える陪臣とは別に、通常の番方編制で命令指揮権を付与された藩の直臣足輕を従えていた。政景はこれを「指南之足輕」と記している。秋田藩はこの時期まだ組親・組下の編制になく、その前段階に当たる与力・指南方式で家臣団を編制していた。政景と佐藤は、この通常編制の一小隊を率いていた。その者たちが果たすべき基本的な役目は江戸の藩邸へ、国許の憲忠へ、そして由利の秋田勢へと飛脚となつて走ることだった。そのため政景は、尾花沢や金山など街道の要所に配下の足輕を何人かずつ配置しており、秋田領玄関口の院内まで走らせ、あとは院内所預の箭田野義正の指示により町送りなどで久保田の憲忠にまで指令を送り届ける体制を整えていた。

なお、政景が江戸へ飛脚を立てたその届け先は小室孫兵衛秀春と岡市右衛門忠親の両名で、小室は江戸藩邸の右筆だった。岡の職名はわからないが、忠親は後の享保四年（一七一九）、岡本又太郎元朝の話をもとに元和八年の百三段村替を書付にして藩に提出した岡勘右衛門忠清の大伯父だった。

九月七日、石川・水野両名は由利領受け取りのため十一日本荘着の予定で山形を出発すると、小場義成ら軍将を引き合わせるため佐藤がこれに同行し、山形には政景が残った。十一日には久保田から憲忠が山形に到着し、憲忠は翌十二日、

本多と永井それぞれ別個に挨拶に出向き、江戸から届いた義宣書状と各種の音信物を贈ろうとした。贈答の品は、銀・小袖・馬・熊皮・ひしこい・鮭・酒など色々だったが、中でも秋田産の馬は最もよろこばれた。しかし、両名とも堅く固辞しこれら一切の音信を受けようとはしなかった。そんな中、その晩には江戸の義宣から書状が届き、最上領の受け取りが完了し、両上使が山形を発つ頃合いを見計らい、本多には馬二疋、永井には一疋を進上せよと指示している。そのため、今のうちに仙北から三才より五才までの名馬を取り寄せておくようにとも義宣は指示している。

このあと、十三日、憲忠は山形から本荘に向かい、石川・水野両検使に面会してから久保田に戻った。それから九月晦日となる二十九日、新たな山形城主となる鳥居左京亮忠政が岩城平より到着するまでは、各方面からの書状の取り次ぎが政景の主たる仕事だった。ところが、鳥居と同じ日に江戸から高木九兵衛正次と伊丹喜之介康勝の旗本両名が山形に着いたところから、政景の仕事は一変する。

政景日記、九月二十九日の条は、岩城平より移封してきた鳥井忠政一行の物々しい軍装を書き上げている。

一、鳥居左京殿、今未ノ刻御着、御先道具、のほりさを廿式本、鉄砲百四拾三挺、但袋なし、鉄砲式百挺、赤しやうく皮袋有、弓七拾六丁、

以下省略するが、このあとも鐵一〇三丁を初めたくさんの
 武器を書き上げ、右とは別に鉄砲二八挺があり、付き従う騎
 馬武者は三五五騎を数えたという。何よりも鉄砲一四三挺は
 「袋なし」とあって、鳥居の一行は臨戦態勢で移動してきた
 ことをうかがわせる。明日の重要発表を前に、鳥井忠政には
 本多正純を圧倒する装備を見せつける必要があつた。これは、
 江戸の政権中枢からの指示とみて間違いない。

二 本多正純の由利移封

十月一日朝、政景はいつものように本多と永井のもとに挨拶に出向いたが、なにやら城中が取り込みの様子で面会はかなわなかつた。ところが、昼を過ぎた午後二時ころ、永井から呼び出される。急ぎ城に向かうと、その本丸に永井・高木・伊丹・鳥居ら四名が揃い、次の通り重大発表を聞かされる。

上野殿御奉公ふり御不足ニ被召召候間、佐野・宇都宮被召上、由利へ被遣候間、此状慥成ものニ遣候様ニと御意被成、御四人之御名付にて八左衛門殿・河内殿へ之御状被下候。

あとからやってきた高木・伊丹の兩名は、本多正純の宇都宮と佐野の所領一五万五〇〇石を没収し、由利移封を申し付ける役目を帯びた將軍秀忠の上使だつた。政景日記には見

えないが、正純は由利に五万五〇〇石を安堵されており、左遷ではあつたが決して改易ではなかつた。だが、高木らの申し渡しは相当きつい論調だつたとみえ、政景は「佐野・宇都宮被召上」と記し、旧領没収と認識している。そしてその処分理由は「御奉公ふり御不足」だという。これは、武家諸法度に違反したとかいう明快なものではなく、あえて言えば將軍から与えられた御恩に対して奉仕義務が不足しているとしても解せようか。將軍秀忠は正純の勤務態度が悪いから処分するようお考えになられた、と高木らは語つたかのように読み取れる。

永井らが政景を呼び出したのは、正純処分を記した永井以下四名連記の重要書状を、政景配下の確かなものに持たせ由利に行つた石川と水野のもとに届けさせるためだつた。そこで政景は配下の足軽ではなく、政景や佐藤らと共に久保田から出張してきている秋田藩士細谷助兵衛にこの役を託し、細谷には本荘で役目を果たしたなら、その足で久保田に向かい、憲忠にこの件を伝えるよう申し渡した。そして、政景は本荘にいる小場義成ら軍將と江戸藩邸にも急ぎ飛脚を走らせ、憲忠に向けても急使を差し向けた。それは、山形を出た足軽が院内まで着いたなら、その後は自藩領なので、夜通しの町送りて憲忠に急報せよ、という極めて緊急なものだつた。政景の緊迫感が伝わってくる。

十月二日朝、政景は山形城に永井のもとを訪れ、昨日の重要書状は細谷に持たせ本荘に遣わした旨、報告すると、鳥居・高木・伊丹ら上使衆とそれ以外の幕府使番の旗本衆とともに政景も永井に召し出され、座敷で食事を饗された。そして、次なる指令を受ける。

昨日由利へ上野殿御出之様子被仰遣候へとも、状計にてハ如何ニ候間、拙者罷越、石川八左衛門殿・水野河内殿へ爰元之様子具ニ申渡シ、上野殿由利へ御出ニ候ハ、城内共ニ被相渡御帰可有由可申候。

この前日、正純はすでに山形を発つて本荘に向かっていた。そこで、由利移封を記した重要書状は昨日確かに差し出したところだが、その書状だけではどうかとも思うので、政景に本荘に行つて石川・水野両名に山形の様子を具体的に詳しく伝えるよう永井は命じている。そして、正純が由利に着いて本荘の城を引き渡したなら、石川・水野は山形へ帰るよう、政景より両名に伝えるように、とのことだった。これに続けて、政景日記はいよいよ本稿の核心部に迫っていく。

其上秋田御人数、由利境目御領分迄引取候様ニと右近殿、九兵衛殿・喜之助殿御意被成候。右近殿ニハ由利之内ニ秋田御人数残候様ニと御意被成候て御座を罷立。花房弥左衛門殿・岡田新三郎殿・近藤勘右衛門殿へ拙者申上ル分者、御検使衆をハ御帰被成よと被仰付、秋田人数をハ

由利ニ残置候様ニと御意両重(条)ニ御座候間、如何、之由申上候へ者、三人之衆御合点にて、弥左衛門殿右之様子喜之助殿へ御意被成候へハ、

石川・水野両名が役目を終えて由利を発つたなら、秋田勢は由利領境界の秋田藩側まで引き取るようにと永井が命じた、と書いたところで政景はこれを墨消しし、それは高木と伊丹からの指令だったと訂正している。そして永井は、秋田勢は由利領の内に残るようにとの考えだ、と政景は解した。そこで永井が席を立ち、その場は散会となった。伊丹らの指示が「由利境目御領分迄」なのか、「由利之内」なのか微妙に違っているが、それよりも城の引き渡しが完了し、両検使が本荘を引き払った後、秋田勢には何故、帰還命令が出されないのか、政景には藩境付近に軍勢を留め置かねばならない理由がわからなかった。そこでこの矛盾を同席していた幕府使番衆に尋ねたところ、その一人花房弥左衛門幸次が、同じ旗本の伊丹のもとに行つて確かめてきてくれた。それによれば、伊丹は次のように言つたという。

是ハ右近殿御念ニ候。由利一跡者上野殿へ渡候へとも、江戸へ猶御意を請ニ遣候間、由利境御領分ニ御人数被残置候へと御理之由、御意候間、畏罷帰候。

由利の内か、秋田藩側かは別にして秋田勢を帰還させないのは永井の考えによるものだという。由利を正純に引き渡す

ことは決まったことだが、なお今も江戸からの指令を待つて
いる案件があるので、その指令が届くまでは秋田勢は残して
おく。そしてそれは、由利境の秋田藩側だ、と伊丹は語った
という。花房よりこれを聞いた政景は、畏まりましたと告げ、
宿所に帰っている。

十月三日、政景はこの前日、宿所に帰ると配下の足輕を一
部残し、自らは山形を発つて、その晩は六田に泊まり、この
日は金山にまで着いた。ここで、永井の指令を受ける者が山
形にいなかったため、政景は菅谷隼人を院内から呼び寄せ
るべく飛脚を送った。四日は及位まで来たところで一行を二
手に分け、主力はそのまま本荘に向かわせ、政景は院内に向
かう。ここで菅谷と落ち合い、山形の様子と、山形での職務
内容十二、三ヶ条を認めて菅谷に渡し、山形に遣わした。こ
の日はその後も強行軍を続け、湯沢の所預南義章、横手城代
須田盛秀を続けざまに訪れ、山形の緊迫した情勢を伝えた後、
夜通し大曲まで進む。五日は夜明けから動き出し、戸島で暗
くなったがかわまず進み、ようやくの思いで久保田に到着。
真つ先に憲忠の屋敷に向かった。

豊嶋より夜二入参、直に半右衛門所へ罷越、山形之様子
為申聞、由梨御人数上野殿御着被成、城明渡候ハ、引所
相尋申候へハ、半右衛門申分ハ君か野・ミやうが沢・か
つらね、此三ヶ所二余り候ハ、とよまき二可被差置由、

瀧沢衆ハ太沢ニ、余り候ハ、新山へ被参候て、重て山形
より御一左右次第秋田・仙北へ可被罷帰由、式下殿・
十大夫殿・小伝次殿・八兵へ殿へ申渡候へと半右衛門申
候。其より夜半二在所へ罷帰候。

本多正純に本荘・滝沢両城を明け渡した後、由利領境界の
秋田藩側に秋田勢を留め置くようにとのことだが、どこにす
べきか政景は尋ねた。すると憲忠は次の通り指示を下す。ま
ず、本荘城受け取りの小場義成・戸村義國・小場宣忠の三部
隊は、君ヶ野・名ヶ沢・桂根の三ヶ村に待機し、そこに収容
しきれない軍勢は豊巻にまで引き戻せ。そして、滝沢城受け
取りの須田盛久の部隊は大沢まで引き上げ、収容しきれない
分は二井山で待機せよ。その後、山形から指示があり次第、
部隊を解いてそれぞれ帰還させよ。そして、これらを小場義
成以下四軍將に政景から伝えよ。これが、憲忠の指令だった。
このあと、夜遅くなつて政景は自宅へ帰った。

ここには本稿にとつて非常に重要な事実が認められてい
る。本荘城明け渡し後に三部隊が引き上げるべき「由利境目
御領分」は、君ヶ野・名ヶ沢・桂根の三ヶ村だった。憲忠の
言によれば、元和八年当時、ここは間違いなく秋田藩佐竹氏
の領地だった。ここに収容しきれない軍勢の待機場所とされ
た豊巻村は現在の秋田市豊岩豊巻で、その東側に隣接する小
山村とともに雄物川左岸ながら河辺郡で、秋田藩領であるこ

とに疑問の余地はない。君ヶ野は由利本荘市の岩城君ヶ野で、名ヶ沢は秋田市下浜名ヶ沢、桂根は同市下浜桂根で、これが現在の住居表示である。

正保国絵図作成に当たり、正保三年（一六四六）五月、亀田藩岩城氏が秋田藩に提出した「出羽国由利郡内高目録」によれば、これら三ヶ村はともに亀田藩二万石を構成する由利領の村として書き上げられていた。秋田県デジタルアーカイブズにより正保国絵図の清絵図控を見ても、小判形はみな由利領を表す朱色で、領分付けは岩城領を示す「ち」と確認できる。ところが、梅津憲忠はここを自藩領だといひ、政景もそれを疑っていない。実は百三段地域の村替一件は、これら三ヶ村も深く絡んでいたのだ。だがそれは、このときではない。この点は、引き替え地の考察に絡め次稿に譲ろう。

なお、滝沢城引き渡しを担当する須田盛久隊の待機場所とされた「太沢」と「新山」に関して、『大日本古記録』は「出羽由利郡大沢」と「出羽平鹿郡二井山」と考証しているが、これは妥当だろうか。横手城代須田盛秀の養子盛久率いる部隊が横手給人で構成され、横手城から現在の国道一〇七号線を西進して出羽丘陵を越え由利本荘市前郷の滝沢城に向かったとすれば、「新山」は横手市雄物川町の二井山と比定して間違いないだろう。だが、そうであれば政景が記す「太沢」は二井山から約五キロメートルほど南下した横手市雄物

川町大沢の大沢村だったのではないだろうか。ここは江戸時代、二井山との間に郡界があつて雄勝郡に属し、現在は国道一〇七号線が村内を貫通し、ここを西に進むと由利郡境の安台（蓮台とも）長根に通じ、その手前、坂ノ下には秋田藩の境口番所が設置されていた。ここであれば、地理的に納得がいく。一方、これを二井山から北に直線距離で二〇キロメートルも離れた「由利郡大沢」と見るには無理がある。

十月五日の晩、政景がようやくの思いで憲忠宅にたどり着いたとき、江戸の藩主義宣より九月二十四日付で差し出された書状は憲忠のもとに届いていただろう。義宣は、そこで追伸として次のように命じていた。

尚々、油利二御座候御検使衆兩人ハ、百々三駄辺までも被越候て、秋田之境目をも被見候、又無左候や、重て便二可申越候。以上。

この時点で、江戸ではまだ本多正純の宇都宮領没収は公表されていない。義宣は最上義俊の所領の内、由利領受け取りのため幕府検使二名が現地に派遣されたことを知った。そこで、両人が由利領北端の百三段あたりまで実地検分に訪れ、百三段側から秋田藩境を視認したのではないか、それともそうした事態にはないのか、と案じている。ついでには、両検使の動きを探り、次の便で報告するよう憲忠に催促している。おそらく義宣は江戸にあつて、由利の領主が交代するこ

の好機をねらい、百三段地域の秋田領編入を画策していたとみられ、幕府側がその百三段地域にどのような動きを見せるのか気がかりだったに違いない。そして実際、由利領受け取りの検使兩名が百三段地域に足を運んだのはこの直後だった。

三 両城破却と百三段村替の指令

十月六日、政景はこの日の内に本荘まで行くつもりで久保田を発ったが、大雨と大風で叶わず、途中の赤尾津に一泊し、翌七日の午前十時ころ、本荘に着いた。そして直ぐさま石川・水野両検使に面会しようとしたが、丁度入れ違いに兩名は百三段の現地検分に出かけたところで、会えなかった。このとき、同じ道筋なら途中ですれ違わなかったのだろうか。それとも、百三段を目指して海岸部を北上した石川らと違い、政景は自藩領の豊巻・小山から名ヶ沢・君ヶ野を経て亀田の赤尾津に至る内陸部を進む道筋があつて、そちらを選んだからだろうか。石川らに面会でできなかった政景は、そのあと昼は小場義成より、晩には小場宣忠よりそれぞれ食事を振る舞われた。するとそこに、百三段より帰った石川・水野兩人から呼び出しを受ける。すぐに出向いた政景は、永井から指示された通り山形での状況を詳しく報告し、役目を果たした。

十月八日、再び事態は大きく展開する。この日、政景は朝は石川より、晩には水野より振る舞いを受ける。そこには秋田勢を率いて本荘に詰めていた三人の軍将と、政景の相役佐藤もともに招かれ、石川・水野も相互に同席していた。政景は永井に命じられた通り山形の詳細を報告したのだから、この日には本荘を發つて山形に向かうつもりでいた。ところが、両検使より政景は正純由利移封の先導役として派遣されたのだから、正純が本荘に到着するまでは留まるよう言われ、この日の逗留を決めたのだった。するとその晩、夜十時ころ、政景のもとに政景が山形に残しておいた配下の足輕加兵衛が、永井からの緊急指令を携えて走ってきた。その書状は、十月六日、夜八時の日付で石川・水野兩名宛てに出されたものだった。加兵衛は、わずか二日で山形・本荘間を走りきつており、いかに緊迫した内容が記されているのか、すぐに察しがついた。そこですぐにこれを兩名に届けると、そこには大変なことが記されていた。

油梨本城 瀧沢両城急度破却可仕由、從江戸被仰遣候由、鳥居左京殿・永井右近殿・伊丹喜之助殿・高木九兵へ殿御名付にて御両所へ被遣候。

政景日記はこれに続けてすぐ、石川・水野兩名より明朝即座に両城の破却普請に取りかかるよう命じられた、と記している。江戸から届いたのは、本荘・瀧沢両城の破壊命令だった。

おそらくこの件は、永井には織り込み済みだった筈で、それゆえ山形城で十月二日の振る舞いの席で秋田勢を留め置くよう政景に指示したのだった。本荘・滝沢両城を破却するため秋田勢を帰還させるわけにはいかなかった。おそらく、高木・伊丹両上使もこの点は江戸を出る時点で薄々は知らされていたのではないだろうか。だが、正式命令は江戸から現地指揮官の永井に伝えられる手はなくなっていたのだろう。そのような幕府内の思惑を政景が知るはずはなかった。

もし仮に両城を正純に引き渡した後には両城取り壊しとなれば、どんな混乱になるか予想もつかなかった。そこで、石川・水野両検使は即刻、九日朝からの工事着手を指示したのだった。正純が「御奉公ふり御不足」を告げられ山形を出たのは十月一日の昼ごろ、その晩は天童泊だった。石川と水野が山形を出たのは去る九月七日で、本荘着は十一日と予定されていたから、この間の移動には通常五日程度を要したものとみられる。本来、山形城受け取りの役目を負って宇都宮を出た本多の一行は、それに備えた軍勢を率いており、その体制のまま新領地となる本荘へと初めての道筋を歩んだせいも、佐藤に先導された石川らの行程よりも時間を要したらしい。政景が本荘を出発しようと考えていた十月八日の朝の時点で、正純はまだ本荘に着いていなかった。¹⁰⁾

この夜更け、政景を通して翌日早朝よりの城郭破壊を命じ

られた小場ら三軍将は、連名でその事態を直ぐさま悪忠に知らせると、政景もまた翌九日の日付をもって書状を認めると、深夜のうちに悪忠と江戸藩邸に向けてそれぞれ飛脚を走らせている。そしてこの晩、実はもう一つ、本稿の課題であり、秋田藩にとって重要な知らせが別便で届いていた。

去五日午ノ刻ノ日付にて右近様より被遣候由、御状箱壹つ金右衛門所より指南之足輕両人ニ為持遣候。今亥ノ時参着。即御両所(さまカ)へ指上候へハ、御様子ハ当所油梨ノ内も、さだ義宣知行二引替被遣候間、も、さだ知行高ほと秋田分うけ取可被相渡由、江戸より御意之由、左京様・右近さま・喜之助殿・九兵へ殿被仰越之由、御意被成候。

山形に残しておいた秋田藩の足輕両名が、五日正午付の永井書状を持って走ってきた。政景のもとに着いたのは前の便と同じく八日「亥ノ時」と日記は記している。続けざまにこの二つの便が届いたのだった。これも山形から三日目に着いているので、かなり急いだものとみられる。政景は、これも直ぐさま石川・水野のもとに届けると、その書状は鳥居・永井・伊丹・高木らの連名で、石川・水野両名に宛てて江戸からの指令を伝えるものだった。

それによれば、由利領の内、百三段を義宣の知行と引替に義宣に与えるので、百三段の知行高相当分を秋田藩側から受

け取って、百三段を義宣に引き渡すよう江戸から命じられた、と石川は政景に説明している。永井らがこの書状を認めた十月五日の昼には、本荘・滝沢両城の破却命令はまだ山形に届いていなかった。このとき永井は、この村替は最上領受け取りの一環として自分に指示されたものと解し、由利の新領主となる本多正純と佐竹義宣との処理事案ではないと考えたものと思われる。だから、村替をつつがなく済ますためにも、正純が本荘に着く前に、この件を石川・水野両名に伝えようとしたのだろう。それゆえ飛脚を急がせたのだが、このあと、両城破却というより重大な指令を受け、一層急がせたので、両便同着という結果となったのだ。これにより、政景は十月八日の深夜、初めて百三段地域の村替を知るところとなった。

このとき江戸にいた義宣はこれより早く、百三段地域の秋田領編入許可を知らされていた。十月五日付で国許の憲忠に宛てた書状から、これに関係する部分を抜き出してみよう。

先達ても如申遣、も、さだの儀、引替させられ可被下二
て候間、早々替地を渡可申候。又喜助殿御座候所迄罷越
候て能々も、さだの儀申調、引替可申候。荒屋も石な坂
も、も、さだの内之由二候間、定て可為同前候。

ここには百三段地域が指す領域を考える上で重要な文言が含まれている。義宣の微妙な言い回しを丁寧に解釈してみ

よう。「喜助殿」と見えるのは、このあと梅津憲忠と対面し百三段地域の村替を担当した幕府上使の旗本伊丹喜之介康勝を指している。まず初めに驚かされるのは、十月五日時点で義宣はすでに村替方式で百三段地域が義宣に下されることになったことを知っていた点である。しかも、その前段には「先達ても如申遣」とあって、これ以前に替地を早々に引き渡すよう、憲忠に指令していたのだ。この五日付書状では、百三段地域と交換に引き渡すべき替地について何も触れていないのは、その「先達て」の書状で既に指示していたからだろうか。だが、それは怪しい。

引用史料の後段に注意しよう。憲忠に対し、義宣は伊丹のもとに出向き、よくよく百三段のことを説明し、伊丹と意見の調整をした上で村替をおこなうよう命じている。そして、「荒屋も石な坂も」ともに百三段地域に含まれるとのことなので、必ずや百三段同然にこの両地域に関しても交換が認められるに違いない、と念を押している。ここで、義宣が記す「荒屋も石な坂も、も、さだの内之由」の「由」の文言に注目したい。「荒屋も石な坂も、も、さだの内」らしいと義宣は推測しているのであって、決してそうだと断言していない。自らがそうなのだから、江戸から派遣された旗本が、初めて訪れる由利領北端の地で、どこからどこまでが百三段地域なのか、わかる筈はなからう。だから、むしろ憲忠の側か

ら積極的に説明して伊丹と意思の疎通を図れ、そして交渉の主導権を握れ、といった義宣の気持ち^①が文面からうかがえる。

この文面によれば、義宣には百三段地域の具体的な領域を明確には把握できていなかったとみて間違いない。自ら編入を求める土地に関して具体的に把握できていないなら、当然、その高についても掌握できていなかっただろう。したがって、それと同等に差し出すべき自領の村方について具体的な指示はできなかった、そう考えられる。

二年前の元和六年（一六二〇）、幕府は秋田藩に対して一国一城令を適用し領内に残る支城を破却するよう通達した。このとき家老の憲忠は江戸に出ており、国許には弟の政景がいて、三月十五日には湯沢に向き、翌十六日より破却工事に取りかかり、続く二十日には横手城の破却に着手すると段取りを決めていた。するとそこへ十七日の正午ころ、江戸の憲忠より十日付の飛脚便が届く。そこには「公方様御機嫌之由、（中略）仙北二横手、比内二大館をハ被残置候由」と綴られていた。^② 憲忠によれば、江戸城に登城した義宣は、將軍秀忠を前に老中たちが居並ぶところで、このときは自ら秋田領の絵図を広げ、支城破却の計画を説明したという。そうしたところ、「公方様」は「機嫌になられ、本城の久保田城とは別に横手と大館の両城は破却せずともよい、と台命が下されたという。このころ幕府と秋田藩は良好な関係にあったこ

とがうかがえる。

義宣は江戸町奉行島田次兵衛利正と好みを結び、島田を通して老中土井大炊頭利勝に接近していた。元和八年四月には將軍の日光社参に随従し、二十七日には日光に参っている。そして翌々日には江戸に帰り、その直後の五月四日、義宣は国許の憲忠に書を送り、「越前宰相殿も美濃の内、関原まで御下候が、それから又越前え御帰の由にて候」と記している。^③ 越前北庄（福井市）六六万石の城主松平忠直も將軍社参に随行すべく国許を発ったが、途中、関ヶ原まで来たところ引き返してしまつたらしいと伝えている。忠直は將軍秀忠の兄結城秀康の嫡男で、大坂夏の陣では真田幸村を討つなど軍功をあげながら、叔父秀忠より所領が増えなかつたことに不満を募らせ、幕府に対し不遜な態度を取ることが多くなつていた。秀忠も甥の所業に頭を悩ませ、その不穏な空気は義宣の耳にも届いていた。

また、三年前の元和五年には四九万八〇〇石の広島藩主福島正則が城の無断修築は武家諸法度に違反すると咎められ、信州川中島四万五〇〇〇石に移封を命じられ、さらにその翌年には二万石に減封されたのは記憶に新しかった。將軍秀忠は、元和九年七月の家光への將軍職委譲に向けて々と手を打っていた。松平忠直はその二月に改易されるが、秀忠は前年の元和八年段階で、最上義俊の改易と本多正純の宇都宮

領没収、そして松平忠直の改易も密かに並行して進めていたのではないかと思われる。このとき、広島を除封された福島正則は川中島に再封されたものの結局は滅封の上、信濃高井郡に蟄居となり、寛永元年（一六二四）には病死している。本多正純も一旦は由利に五万五〇〇〇石を与えられるが、翌元和九年十月にはそれも没収され、その中のわずか一〇〇〇石を扶持料として宛がわれ、翌寛永元年四月には、新將軍徳川家光によって正純は罪人とされ、その身柄は佐竹義宣に預けられる。

この経緯を見ると福島正則の措置に近似し、本多正純の処罰は最初から佐竹義宣を念頭に置いて計画が練られていたのではないかと思えてくる。義宣の知らないところで密かに正純処分が練られていて、だからこそ由利領北端の村替もすんなりと承認されたのではないか。そして、難題を抱えた秀忠政権にとって百三段地域の村替など些事に過ぎず、義宣が求める村替について、その領域と村高を予め詳しく調べるよう、担当の伊丹に命じることなどなかったのではないか、そう思われる。第一、義宣自身、百三段地域に関する正確な地理情報を持ち合わせていなかったのだから、島田を通して土井に働きかけるにしても村替を求める百三段地域については、由利領北端で雄物川を挟んだ城下近傍、対岸部としか説明できなかっただろう。

十月五日付義宣書状で「荒屋も石な坂も、も、さたの内之由二候間」と言っていることがこれを証明している。「荒屋」は秋田市新屋、「石な坂」は秋田市豊岩石田坂を指すとみられるが、義宣はこの両地域も百三段の内に含まれるとのことだから、と推測していた。現在は、新屋こそ百三段の中心で、そこに浜田や石田坂が加わって百三段地域が成り立っていると考えるのが普通だが、それは、享保十四年（一七二九）の「河辺郡 御黒印吟味覚書」が百三段新屋村・百三段浜田村・百三段石田坂村の三ヶ村を記載することに由来している。これをもとに、正保国絵図に描かれる「百三段三ヶ村」は新屋・浜田・石田坂の三ヶ村を指すと考えられるようになった。しかし、これらはみな百三段地域が秋田藩領に練り入れられたあと、秋田藩が設定した行政村で、元和八年当時、他領だった百三段地域がどのような支配を受けていたのか、それに関して秋田藩側が詳しい情報を持っていた訳ではなかった。義宣が、「荒屋も石な坂も、も、さたの内之由」と推測したのも無理からぬことだった。⁽¹⁶⁾

百三段は、久保田城下の川口より目視可能な距離にあるとはいえず、そこは最上氏の重臣本城満茂が治める他領だった。佐竹氏が入部する以前、秋田氏や由利十二頭の時代から地元百姓たちの間では相互に交流があったから、佐竹氏も久保田に城下を築いて以降、百三段に関するおおよその情報は掴ん

でいたことだろう。しかし、それが満茂統治下となり、年貢徴収の行政村が何ヶ村設定され、それらの村高はどれほどののか、そこまで詳しい他藩情報を知り得なかった、と考えるのが自然である。義宣書状の書き振りからはそうした状況が見えてくる。とはいえ、江戸から派遣される伊丹に比べれば、現地感覚は慈忠の方が遙かに勝っている筈だから、伊丹のもとに出向き、積極的に現地を説明して優位に交渉を進めよ、と義宣は指令したのだった。

百三段地域の秋田領編入の知らせが山形の永井のもとに届いたのは、おそらく十月五日の昼前だった。すると直ぐに永井は筆を取り「五日午」の日付で書を認め、本荘にいる石川・水野兩名に伝えてきたのだった。したがって、十月七日に石川と水野が百三段を実地検分したのは、本城満茂の支配下にあった由利領を受け取るため当初から計画された任務の一環で、九月十一日ころ本荘に到着して以降、続けてきた検分作業の最終局面だったと考えられる。それは決して村替を前提にした調査ではなかった。義宣も百三段地域の村替担当者は伊丹康勝だと慈忠に伝えており、石川・水野兩名ではなかった。

四 百三段高辻と十月十二日の実務

次に本稿にとって最も重要な史料を政景日記、十月九日条から引用しよう。八日深夜の慌ただしさも覚めやらぬなか、翌朝より城破が始まった。

一、本城破却、今朝より被仰付候。一、拙者事本城より田代ノ内から忝まで参候。一、八左衛門様・河内様被仰付分ハ、も、さだ高辻被知不申候間、米高にて替ノ辻渡可申候や、但シ百三段の高辻其方より御書付候て可被下候や。又、城破却仕、上野殿へ爰元相渡申候ハ、百三段へ罷越、其より直ニ山形へ可罷登候。自然御用之儀候ハ、其内可被仰下候。是両条右近様・喜之助様・九兵へ殿へ可申由。

政景は本荘城の破壊工事が始まったことを見届けてから本荘を発ち、この日は雄勝郡羽後町上到米の唐松まで移動している。出発に当たり、石川と水野に挨拶に出向いたのだろう。そうしたところ、次の二項目を山形の永井・伊丹・高木ら三名に申し伝えるよう託された。それはともに百三段地域の村替に関する実務的内容だった。まず一つ目は、秋田藩側に引き渡す百三段地域の高についてだった。これを石川らは「も、さだ高辻」といつているが、その「高辻」に関して石川らは「被知不申候間」、つまり百三段地域の高がどれほどのか知らないのです、その代わりに「米高」を以て秋田藩に引き渡せばよいか、永井らに聞いてくれと政景に託している。

直前の十月七日、石川らは百三段地域を实地検分してきた筈だが、その高は知らない、把握していないと言っている。そうした村高を書き上げた書類は、本城満茂の時代にも作られていた筈だが、取り壊し前の本莊城に残っていないなかったのだろうか。あつたとしても、由利領は本多正純に与えられるとのことなので、自分たちではなく正純が直接引き継ぐべき書類と考えていたのか。そして、百三段村替と両城破壊が同時に伝えられ、その翌朝には破却が始まってしまったため、百三段村替に必要な書類を持ち出す時間もなかったのか。いずれにしても石川らは百三段地域の高を把握できていなかった。

この日、旧暦十月九日は、今の暦では十一月中旬に当たり、この年の稲刈りは既に終えていただろうが、本城満茂の年貢算用はまだ済んでいなかったと考えられる。九日午前、政景が本莊を出発する時点で、石川らが百三段地域の高を把握できていないということは、当然、それに基づく年貢量についてもわからない、知らないということを意味している。そして、この元和年間、満茂の統治下にあつて割付状と皆目録に基づく年貢徴収方式が既に確立していたとも考えがたい。石川たちには、百三段の村側に村高や例年の年貢量を記した書類がある筈だという確証も持てなかっただろう。だが、現地に行けばこの年の収量と年貢量は掴めるだろう。だから、

そのいずれかの「米高」を以て「も、さだ知行高」と見做して秋田藩に引き渡せばよいか、永井に確認を求めたのである。石川・水野両名にすれば、百三段地域の「高辻」がわからない以上、現実の「米高」を基準に秋田藩側と交渉するしかないと考えたのだろう。

これに続けて「但シ」として、秋田藩に引き渡す百三段地域の高について、今後、永井の方から書付を送つてくれる手筈になっているのか、政景から永井側に問い質してもらいたいとも言っている。「其方より御書付候て可被下候や」の「其方」が永井を指すと考えて、このように解釈してみた。最上氏改易以降、山形で一連の指揮を執つた大名永井を指して、旗本の石川・水野両名が「其方」と言つたと解釈する点には違和感を覚えるかもしれない。しかしこれを「そのほう」ではなく「そなた」と読めば大分印象は変わってくる。

政景はこの条文を、石川・水野両名から仰せつけられたのは、と書き出しているのので、「候や」、「候や」と問われてるのは政景であるかのように錯覚しがちだがそれは誤読で、最初の書き出しは文末の「可申由」にかかっている。つまりこれは、「是兩条」を永井らに伝えてくれ、と政景は石川・水野両名から仰せ付けられた、という文になっている。そもそも、「其方」が政景を指すとした場合、石川らは政景から百三段地域の高辻に関する書付を提出させようとしたことに

なるが、秋田藩士の政景が本城満茂支配下の他藩の村高など知り得ないことは直ぐに察しがつくだろう。そしてもし仮に、政景がこの高について尋ねられていたのなら、政景は明快に「拙者」を主語にしてこの文を記述したに違いない。

石川らが政景を通して永井に伝えてはしなかった「両条」のもう一つの項目は、自分たちの今後の行動についてだった。城の取り壊しが完了し、正純に本荘の引き渡しを終えたなら、石川と水野は村替のため百三段に向かい、それが済み次第、山形に戻るつもりだが、もしその途中、何か御用が生じたなら、その都度、書状を以て指令してもらいたいだが、それでよろしいか、この点を永井に伝えるよう政景に託している。

このあと政景は、十月十日には唐松から院内に、十一日には金山まで歩を進め、十二日、新庄を過ぎてその南方、鳥越を通過するところで、北上してきた永井に出会う。永井は新庄の地形を調べ、そこに城を築く普請を指図するため、山形から出張してきたのだった。ここで政景は、短く「油梨之様子有増申上候」とだけ日記に記している。百三段地域の村替に絡んで石川から託された「両条」を具に報告し、指示を仰ぐことはしていない。実は百三段地域の村替には山形から伊丹康勝が出向いており、政景の報告を受けた永井にすれば、石川らの問い合わせに詳しく応える必要はないと考えただろう。それゆえ、永井から具体的指示を受けることもなく、

政景は「有増申上候」とだけ記してこの件を取めている。この場面に「百三段」の文言が見えないのもそうした理由によるものだろう。

翌十月十三日、政景は山形に着いた。ここで、秋田勢を率いる小場義成ら四軍将から本荘・滝沢両城の破却が完了した旨、報告を受け、それを永井に伝える役目がまた残っていた。

一、右近様昨夜中御帰之由申二付、御見舞二罷出候。普
準同心致候。一、拙者爰元二罷有候へハ無御用候間、準
人をハ院内銀山へ返し申候。今日ひる立二至候。

政景は自分が山形を留守にする間、自分と交代に永井からの指示を取り次ぐ者として菅谷隼人呼び付けていた。永井が新庄から戻ったと聞き、十四日、政景は菅谷を伴って永井のもとに出向いた。そのあと、菅谷の任務は終了したとして菅谷を院内銀山に帰らせている。

この菅谷隼人は、後の正保四年、秋田藩が絵図元となって初めて国絵図作成に臨んだとき、領内の実地調査に当たった一人だった。調査の成果は魚絵図にまとめられ、これを基に清絵図が仕立てられていく。その大元となったこのデッサン風の魚絵図には「御絵図野書」と認められ、担当者五名の名前が記されている¹⁴。その最初に名前があげられる菅谷隼人は正保四年には六四歳で五人中最も高齢だった。おそらくこの調査班のリーダー役を務めたと思われるが、これにより、菅

谷が院内銀山に勤務したことが明らかとなった。菅谷が鉱山で培った測量技術などを以て絵図作成に向けた現地調査に当たったであろうことが見えてきた。

十五日、本荘城の破却完了と、翌十六日には秋田勢の帰藩が許されるであろうとする憲忠からの知らせが届いた。

一、去十四日ノ日付にて油梨より半右衛門書状有、是ハ江戸へ指上候飛脚便、様子ハ喜之助殿・勘右衛門殿、去十二日二百三段へ御出被成、半右衛門も罷出、其晩御知行御引替相済。十三日ニハ本城迄御両所御供致參、御両所ハ十四日ニ平沢へ御通之由、半右衛門ハ窪田へ罷帰候由。十五日ニハ本城破却相済可申由、左候ハ、十六日ニハ御人数も秋田へ可罷帰由、申越候。

これは、前日の十月十四日付で、由利にいた憲忠が江戸の藩主義宣に宛てた書状を携えた飛脚が山形に立ち寄り、政景に伝えた由利の情報だった。早馬を走らせても、わずか一日で本荘から山形に着くのは無理なので、これも前に政景がしたように十三日に憲忠が本荘に到着した時点で認められ、直ぐに飛脚が差し向けられたのだろう。それによれば、十月十二日、伊丹康勝と近藤勘右衛門用政の両名が百三段にやってきて、憲忠もその現場に向いて話し合い、その日の晩には「御知行御引替相済」とあって、村替は完了したという。

政景の記述から推測すると、村替の手続きは坦々と進めら

れ、極めて事務的に処理されたいらしい。村替の担当者は石川と水野ではなかった。それは、十月五日付憲忠宛義宣書状に記される通り伊丹康勝だった。正純に宇都宮領の没収を告げ、由利移封を下達した將軍秀忠の上使が自ら足を運んで憲忠と対面したのだった。その補佐役を務めたのが幕府使番で旗本の近藤だった。このとき、憲忠は伊丹と近藤に饗応の場を設けていない。両名を接待し振る舞っていない。百三段が秋田藩領でなかったからか、あるいは憲忠は数日間の交渉を想定していて、初日は挨拶にとどめ、その後の接待を計画していたからなのか理由はわからない。だが、後日これを知った義宣は、たとえ百三段が他領だとはいえ、両名を振る舞わなかったのは憲忠の落ち度だと責めている。

初日にして村替の話し合いは完了し、翌十三日には憲忠は両名の供をして本荘に同行した。そして伊丹と近藤は本荘から海岸沿いに平沢を通って帰途に着き、憲忠も久保田に戻っている。百三段地域の村替はあまりにもあっさりとして済んでしまった。前にも考察したように、秋田領への編入が認められた百三段地域の領域は、秋田藩側にも明瞭な形では掴み切れていなかった。たとえ十二日、伊丹らが憲忠に会う前に石川と水野両名より百三段地域に関して説明を聞いていたとしても、石川らは「も、さだ高辻被知不申候」という状況なのだから、伊丹と近藤に詳しい説明は出来なかっただろう。

この高がわからなければ話にならず、百三段と交換に秋田藩側から受け取るべき村方についても話し合うことなど出来なかつた筈だ。おそらくは、石川らが提案した通り、この年、元和八年分の百三段地域の年貢については、秋田藩側が受け取ることにして、翌年はそれと同等の「米高」を秋田藩側が多方に差し出す形で話し合ひは落着いたのではないか。そして、具体的な引替地の決定は百三段地域の高が確定した後におこなう、ということでは決着したのではないだろうか。幕府側と秋田藩側とが双方出会つたその晩の内に「御知行御引替相済」とは、これが現実だつたと思われる。これはつまり、百三段地域が「義宣知行ニ引替被遣」された以上、そこを檢地してその高を決めるのは秋田藩の権利となつたのだから、秋田藩側が引替に差し出すという高もそれに連動して決まるということ、実質的には秋田藩側の裁量で如何様にも調整可能となることを意味していた。

このとき、伊丹と近藤は、果たして次の年も由利に与えられた正純の所領五万五〇〇〇石がそのままの形で存続すると考えていただろうか。十月二日、政景が山形城で本莊・滝沢両城を、正純に引き渡した後も秋田勢が残留せねばならない理由を質したとき、近藤は政景に近づき、正純の罪状三ヶ条を次のように語っていた。

一、近藤勘右衛門殿御物語二八、由利にて御両人衆へ可

申様ハ、上野殿御身上被相果(果)候御重(条)目ハ、福嶋太輔殿御事、宇津宮御拝領之事、同御城普請不被成事、此三ヶ條之由。

近藤は、政景が本莊に着いて石川・水野両名に正純処分を理由を申し述べるなら、この三ヶ条だと話しかけている。政景の記述は簡潔だが、実際には近藤は罪状の一つひとつをより具体的に語つたと思われる。だが、このとき政景にとつても秋田藩にとつても、正純の処分理由は主題ではなかつた。そう考えた政景の日記は要点のみ、簡潔だつた。ここでは近藤が語つたという最初の罪状に注目したい。政景はこれを「福嶋太輔殿御事」と記している。これはこの三年前、大減封処分となつた元広島藩主福島正則の一件を指している。正則は四九万石余から信州川中島四万五〇〇〇石に移封され、翌元和六年には更に二万五〇〇〇石召上げとなり、二万石だけが残された。これはわずか二年前のことだつた。幕臣旗本の間では、大御所政治を目指す秀忠が家光への將軍職委譲を前に体制固めを進め、正純の由利移封は処罰の第一弾で、やがては福島正則と同じようにさらなる処分が待っている、そのようなことが山形の城中でささやかれていたのではないだろうか。

近藤が政景に正純の罪状を語つたこのとき、秋田勢残留の疑問を伊丹に問うてくれた花房幸次は、四二歳ながらまだ花

房家の当主ではなかった。大坂夏の陣では三五歳にして永井直勝に属して出陣しており、その縁でか、このときも永井に属して山形に来ていた。そしてこの幸次の父花房正成こそ、元和五年、福島正則に広島領の没収を告げるため將軍秀忠の上使として派遣された人物だった。近藤にも花房幸次にも福島正則の改易は生々しく記憶に残っていたに違いない。正則のその後を知らば、近藤には本多正純の由利支配もそう長くは続かないと思えたのではないだろうか。そしてそれは、伊丹もまた同じだったろう。

果たして彼ら兩名が、この翌元和九年、正純の由利領没収をどこまで予見できていたかはわからない。だが、元和八年十月、この一連の流れの中で百三段地域と交換に秋田藩側から受け取る村方と村高をいまはあえて確定せずともよい、と考えていたのではないか。そう思える節がある。村替は境界を巡って後々もめごとが起こらないよう、幕府の責任において決着するものだが、秋田藩の相手となる筈の由利の領主が必ずしも本多方とは限らない、そんな政治情勢を伊丹も近藤も感じ取っていたのではないか。しかし、このような曖昧決着が現地の兩名の独断で許される筈はなく、おそらく状況に応じて柔軟に対応してよい旨、含みのある示唆を秀忠政権から受けていたのではないか、そう考えられる。その曖昧決着が許された状況とは、石川と水野より知らされた通り、何よ

りも肝心な百三段地域の高がわからないという現実だった。そしてこのとき、伊丹・近藤兩名に應對した憲忠には、正純を巡るこうした幕閣の間に包まれた策略など知る由もなかった。

おわりに

以上の考察により、元和八年十月、百三段地域が秋田藩領に編入された一方で、それと交換に秋田藩側が差し出した村方については確定されなかったであろうことが見えてきた。これまで、この村替一件が、家光への將軍職委譲を目指す秀忠政権の大胆な策略と結びつけて考察されることはなかった。この年、確実に村替は執行されたと捉え、その結果、交換された村方はどこだったのか、むしろこの点に関心が払われ検討作業が繰り返されてきた。村替は同等の高を以て等価交換されたはずだから、その高は何石なのか、これより二五年後の正保国絵図情報をもとに様々な考証がなされ、いくつもの異説が唱えられてきた。それについては次稿に譲り、本稿では混乱を避けて具体的な村替地については一切触れていない。また、紙幅の制約から君ヶ野以下三ヶ村や百三段地域の略地図も示していない。これも大沢郷の問題に絡めて次稿に掲げよう。

この村替一件は出発点に立ち戻つて再検討されなければならぬ。そこで最も肝要なのは、問題の出発点となる筈の百三段地域の高が、元和八年の村替の現場にあつて幕府側にも秋田藩側にも掌握できていなかった点である。「も、さだ高辻被知不申候」、この事実からすべてを組み立て直さなければならぬ。そしてもう一つ重要なのは、この時点で、君ヶ野・名ヶ沢・桂根の三ヶ村は、由利領でありながら間違ひなく秋田藩領だった点である。以前よりこの点の指摘はあつた^⑧。本稿は政景日記の分析から本多正純の由利移封と、本荘・滝沢両城の破却という緊迫した流れの中で改めてこの事実を確認した。それは、政景日記の正確な記述があつてこそ可能となり、また、この時期の政権中枢による福島正則や松平忠直らの改易処分といった一連の政策動向に絡ませつつこの村替一件を捉えようとする視点から導かれたものである。

これまで、百三段地域の村替は仙北郡大沢郷に秋田藩領では他の郡に見られない入組支配の相給村落が存在することから、大沢郷に設定された本多正純の扶持料一〇〇〇石の村方との関連で論じられてきた。だが、大沢郷とそのすぐ近在には亀田藩岩城氏の所領も存在し、今回明らかになつた元和八年には秋田藩領だった君ヶ野以下三ヶ村が、その後、亀田領となることも周知の事実である。そして、その岩城吉隆が信濃川中島より一万石の加増を受けて亀田に移封するのは、本

多正純の扶持料が大沢郷に設定されるのと同じ翌元和九年のことだった。百三段地域の村替一件は、これらを視野に入れて考察されなければならない。さらに言えば、亀田に入封した岩城氏二万石の検地に関係して、その「免定」をおこなつたのは、他ならぬ梅津政景その人であり、それは寛永二年（一六二五）八月のことだった。この点は、秋田藩領となつた百三段地域の高が決まるのはいつか、これを考える上で重要だろう。百三段地域の村替一件は、こうした一連の動きの中で考察されなければならない課題なのである。

以上により、寛文四年、秋田藩佐竹氏の大名領知高出羽六郡に二〇万石が確定する問題を考えるための第一歩を踏み出すことが出来た。まだ解明すべき課題は多い。順次別稿を用意するところだが、秋田藩の高把握を巡る本研究が、全体としてどのような構想を持っているのか、ここでその概要を少し展望しておきたい^⑨。

佐竹氏は文祿三年（一五九四）、天下人豊臣秀吉より派遣された石田三成を檢地奉行として太閤検地を実施し、石高制に基づく家臣団編制と村方支配の方式を既に体験していた。しかし、佐竹氏に出羽移封を命じた家康の判物にはその核となる肝心の大名領知高が記されていないかつた。一方、新領主を迎えることになつた秋田でも、全国統一を成し遂げた秀吉により旧領主秋田氏や小野寺氏の時代に既に太閤検地は経験

済みだった。常陸から移った佐竹氏にはそれらの在地情報を知れるはずもなく、佐竹氏は在地に残る旧勢力の反発を恐れつつ、家臣に知行を宛がい、村方支配を実現するという難しい局面を乗り切らねばならなかった。

結局、秋田藩が幕府より大名領知高を正式に認定されるのは、二代藩主佐竹義隆の晩年、寛文印知に際し、四代将軍徳川家綱より出羽六郡に二〇万石と下野二郡に五八一八石を安堵された寛文四年（一六六四）四月の領知判物においてだった。秋田移封後、既に六二年を経過しており、この間に秋田藩は数次にわたる全領検地を実施し、高に基づく家臣団編制と村方支配の方式を確立していた。したがって、寛文四年に出羽六郡二〇万石の大名領知高が確定する過程を解き明かすことは、それまでに創出された秋田藩特有の高把握方式を解明することであり、家臣団編制のあり方と、村方支配方式とともに明らかにすることに他ならない。

この二つは、時期の異なる検地によって掌握された高を同質化させ、相互に平準化させる方式を編み出すことによって克服された。初期の秋田藩政においては、広大な新領地を統治する上で家臣の絶対数が足らず、常陸から臣従してきた家臣一同に分家の取り立てを積極的に認めた。藩士たちは知行地の農民を動員して新田開発に励み、自ら開発した新開高を以て次男・三男あるいは弟たちの分家取り立てを藩に願ひ出

た。秋田藩は、藩主より安堵された本知高にこうした新開高を組み入れる制度を整え、当主の本知高を増改訂した上で、その中から新開高を以て分家を自立させる新田分知を積極的

に奨励した。

数次にわたる検地は、旧来の本田に対し新田の高を認定する作業であり、また、六〇年の歳月は本田村が新開高を切り開いただけでなく、かつての新田村までもがその近隣に新開高を生み出していく過程でもあった。秋田藩はこうした年次の異なる状況下で掌握された高を相互に同質化させ、本家の知行高も分家の知行高も同じく扱えるよう工夫した。藩士の中には訳あって絶家となり、その高が藩に収公され、そうした蔵分高を以て功績ある家臣に禄高が増加されることもあった。そのとき高が同質でなければ、つまり掌握された年次により同額の高でありながら徴収する年貢の実量が違ってしまったのでは、こうした加増も意味をなさない。秋田藩は検地によって掌握した高にある操作を加えて高を同質化させ、家臣一同に平等に配当できる高を創り出した。この高を当高といい、この高を平準化する作業を「平均」と書いて「ならず」「ならし」と言った。

十七世紀後半より始まる秋田藩の財政難は、他藩と同じように藩士よりの知行借上を試みられ、次第にそれが常態化する。当初、後の弁済を立前に始められたこの制度も、それが

実現されたことはなく、秋田藩ではこれを藩士の側から藩に提供するものと認識され、差上高とよんでいる。秋田藩士の多くは、それぞれの家の土地開発の歴史に応じ、わずか数石ずつの高を数ヶ村にわたって集積する者がほとんどで、これを村方から見れば、一村でありながら年貢の納め先が何人もの知行主に及ぶというのが普通だった。こうした状況で、藩が村を単位に知行借上をおこなうのは非現実的だった。そこで藩は、仮に借上高を知行の四割と定めると、藩士それぞれにどの知行地村方から何石何斗ずつを提供して合計で知行高の四割となるよう差上高を自己申告させ、藩士の責任においてその分の年貢を藩に出させた。つまり、秋田藩は家臣の地方知行制を前提にして知行借上制を維持したのである。これを可能にしたのが当高であり、そのもとでの地方知行制だった。

ある意味、開発領主でもある秋田藩士は各地に分散する数石ほどの知行所から毎年確実な年貢徴収を実現するため、村ごとにその実務を請け負う者を任命した。この農民を組代という。組代はそれぞれ担当する数石ほどの当高から田地ごとに年貢を徴収しては知行主の藩士に届けるとともに、差上高分を藩庫に納め、自らは「組代免」として徴収した年貢の一部を受け取った。藩士の知行所はそれぞれ離れた村方に分散し、組代の負担も大きかったから、やがてそこに村々の組

代を束ねる者が現れる。そしてその者は、各藩士の差上高納付を代行し、後日、年貢徴収分からそれを相殺した。こうして秋田藩における地主制が展開する素地が形作られるのだった。

大館給人中田学助は、居住する大館城下から直線距離で四〇キロメートル以上も離れた西方に位置する山本郡三種町豊岡の金光寺村に当高二石一斗四升七合の知行地を持ち、慶応三年（一八六七）十二月、組代儀三郎より、藩への差上高七合を納め、組代免の二升一合を差し引いたこの年の年貢を処理した証として「皆済目録」を受け取っている²⁰。一般的な年貢村請制のもとでは、年貢を受領した領主の側が、村方に対して「皆済目録」を発給するところ、ここでは組代が知行主に向けてこれを差し出している。一方で、中田氏は大館城下近傍の花岡村・山田村・摩当村・片山村・沼館村・櫃崎村・水沢村にも知行地を所持し、ここでは自ら直接年貢徴収に当たり、「明治二年 物成小役取立帖」（横半帳）を認めている²¹。するとその表紙に「昨年兵火焼亡二付、指上高之内三ヶ二御返ニナル」と書き込んでいる。秋田藩の地方知行制は形骸化することなく、むしろこれを前提に知行借上制が最後まで維持されていたのだった。

以上の展望をもって、百三段地域の村替問題、寛文四年の判物改、そして今宮義透の秋田藩享保改革へと順次考察を進

めていきたい。

註

- (1) 「秋田県史 資料 近世編上」一五九「徳川家康知行朱印状」(秋田県編、復刻版一九七九年)。原典は東京大学史料編纂所蔵「義宣家譜 五」による。
- (2) 秋田県公文書館所蔵「雑録 三」(県A一〇三—三)。
- (3) 拙稿「貞享元年、秋田藩三〇万石昇格運動と郷村高辻帳」(「秋大史学」五九号、二〇一三年三月)。「秋田藩、宝永八年郷村高辻帳と正保郷帳」(「秋田大学教育文化学部研究紀要 人文・社会科学」第六十九集、二〇一四年三月)。
- (4) 千秋文庫所蔵「出羽国知行高目録 上中下」。
- (5) 秋田県公文書館所蔵「出羽一國御絵図」(同館発行「絵図目録」1秋田県全域・藩政期の二六。旧県庁目録では県C一六〇三)。秋田県デジタルアーカイブズ事業により、秋田県公文書館のホームページより画像が公開されている。
- (6) 拙稿「秋田藩佐竹氏の表高二〇万石について」(「秋田大学教育文化学部研究紀要 人文・社会科学」第六十八集、二〇一三年三月)。
- (7) 秋田県公文書館所蔵「梅津政景日記」。本稿は同日記元和八年の条を収める「大日本古記録 梅津政景日記五」(東京大学史料編纂所編、岩波書店、一九九六年十月、第三刷)に依拠した。引用に当たっては、「大日本古記録」の丁寧

な傍註を参考にしつつ表記上はこれを割愛し、本稿執筆者の判断で句読点を付けた。また、常用漢字を基本とし、「6」は「より」に、「而」は「て」、「却」は「却」にするなど一部表記を改めた。以下、註番号のない史料は、すべて「大日本古記録 梅津政景日記」からの引用であり、本稿ではこれを政景日記と略記した。

- (8) 秋田県公文書館所蔵「出羽国由利郡内高目録 岩城但馬守領分 正保三年」(県A一五五)。
- (9) 「大日本史料 第十二編之四十九」一二六頁「天英公御書写」上〇梅津本。佐竹義宣書状に関しては、「佐竹義宣書状集—梅津憲忠宛」(及川亘・加藤昌宏・金子拓編、東京大学史料編纂所研究成果報告 二〇一三—三)も併せて参照した。
- (10) 前掲註(9)と同じ、三〇頁では、後掲註(14)の「義宣家譜」により「上野介、由利到着」を十月八日としている。政景は十月九日に本荘を発っているので、正純は十月八日の日中に本荘に到着したと考えられる。
- (11) 前掲註(9)と同じ。三二頁。
- (12) 人名については、前掲註(7)「大日本古記録」の傍註ならびに、同書第九巻・索引による。
- (13) 前掲註(7)と同じ。「大日本古記録 梅津政景日記四」二〇二頁。
- (14) 原典の「佐竹第二十一世 義宣家譜 十二巻」は東京大学

史料編纂所所蔵。本稿は原武男校訂『佐竹家譜 上』（東洋書院、一九八九年）に依拠。四一七頁。

(15) 秋田県公文書館所蔵。県A四一―二。

(16) あるいは、義宣は前掲註(8)の「出羽国由利郡内高目録」に「一、高四百四拾四石八斗四升 荒谷村」と記される由利本荘市岩城勝手新谷地区を指して「も、さたの内之由」と考えたのだろうか。だが、ここは桂根村から更に七キロメートル以上も南方に位置しており、さすがにそれは考えにくい。いずれにしても義宣が当時の由利領に關してどれだけ正確な地理情報を持っていたかは疑わしい。

(17) 秋田県公文書館所蔵「出羽六郡野書絵図」（同館発行）「絵図目録」1秋田県全域・藩政期の三七。旧県庁目録では県C―一五二。

(18) 『本莊市史 通史編Ⅱ』七四―七七頁では本稿と同じく「梅津政景日記」より、君ヶ野・名ヶ沢・桂根の三ヶ村が、元和八年時点で秋田藩領だったことを指摘している。また、「秋田県の地名」（『日本歴史地名大系』5）平凡社、一九八〇年）の由利郡岩城町「君ヶ野村」の項では、「秋田県史」・「羽後国由利郡村誌」に依拠して「慶長七年佐竹氏入部後秋田藩領となったが、元和八年（一六二二）由利百三段（現秋田市）と替地になり、亀田領となったといわれる」と記述される。しかし、その根拠となる史料は示されておらず、「秋田県史」も、大正版か昭和版か、その何

巻かも記されないままで、根拠となる史料にたどり着けない。一方、西仙北町郷土史編纂委員会編『西仙北町史 先史』近世編（西仙北町、一九九五年）は、これに対して「諸説に出てくる桂根・八田・名ヶ沢・君ヶ野などは、百三段よりもさらに南に位置し、仮りにこれらの村が秋田領だったとすると飛び地になってしまうことになる。秋田領には下野の国以外飛び地はない。」として正反対の見解を示している。これらについては、前記『本莊市史』の再検討も含め、百三段地域の村替実現過程として別稿で詳しく考察したい。

(19) ここに述べる展望は、横手市編『横手市史 史料編 近世Ⅰ・Ⅱ』（横手市、二〇〇七年、二〇〇九年）、『横手市史 通史編 近世』（同、二〇一〇年）の編纂執筆を担当して構想を得たものである。

(20) 国文学研究資料館所蔵「25F 出羽国秋田郡中田家文書」二二〇―三「銀穀皆済目録」。

(21) 前掲註(20)に同じ中田家文書。三九「物成小役取立帳」。

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金「基盤研究(C)「秋田藩における藩士の土地開発と本知高編入に関する研究」による研究成果の一端である。